

# 第4期介護保険料算定に係る担当者会議資料

平成20年8月20日（水）



厚生労働省老健局介護保険課

## 第4期介護保険料算定に係る担当者会議 資料目次

### I 第4期計画期間における介護保険料設定について

- ・ 第4期保険料設定について . . . . . 1
- ・ 第4期事業運営期間における第1号被保険者の保険料推計 . . . 8  
ワークシートの考え方
- ・ 第1号被保険者の保険料推計ワークシート様式(保険料6段階 . . 1 5  
設定用)
- ・ 第1号被保険者の保険料推計ワークシート作業の手順につい . . 2 0  
て
- ・ 保険料算定のスケジュール . . . . . 2 2

#### <資料>

- ・ 第4期介護保険料の段階設定について(第3期における税制 . . 2 3  
改正激変緩和措置を踏まえた対応案)
- ・ 「介護保険料の在り方等に関する検討会」意見 . . . . . 2 6
- ・ 保険料段階設定に関する介護保険法施行令の改正案 . . . . . 2 8

### II 財政安定化基金について

- ・ 第4期計画期間における財政安定化基金について . . . . . 2 9
- ・ 都道府県別財政安定化基金貸付・交付等の状況(平成19年 . . 3 2  
度末現在)
- ・ 財政安定化基金の拠出率の算定について . . . . . 3 3

### III その他連絡事項

- ・ 特別徴収から普通徴収に変更する際の納期の設定等について . . 3 6

#### 【参考資料】

- ・ 社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～ . . 3 7

# I 第4期計画期間における介護保険料設定について

## 第4期保険料設定について

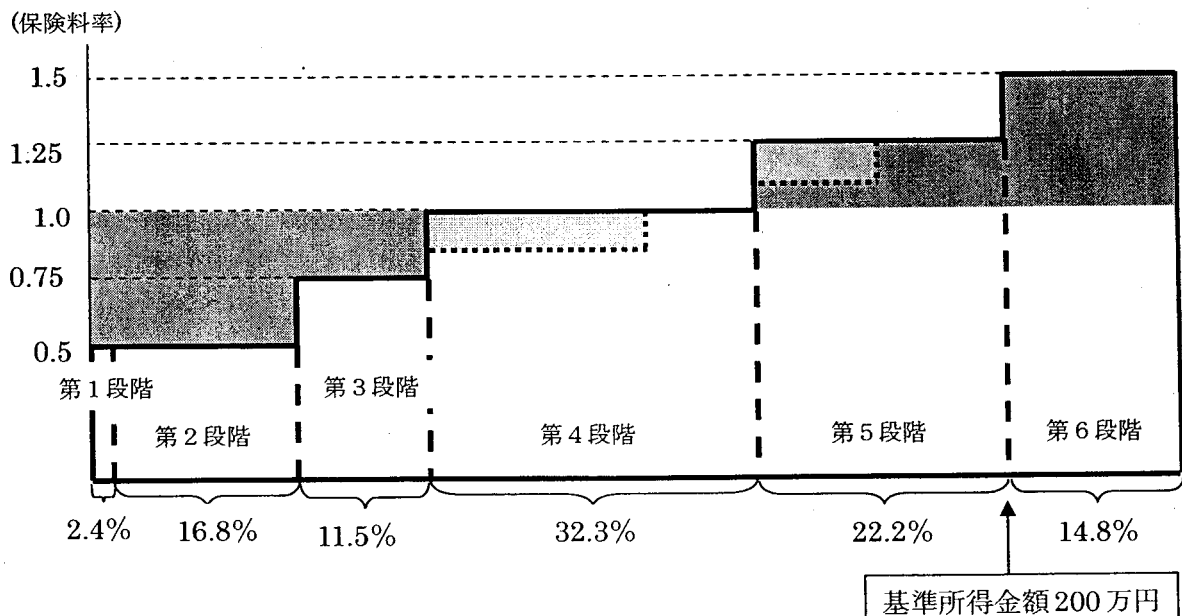
各保険者においては今後、第4期保険料の設定を行う必要があることから、以下に次期保険料設定に向けた基本的な考え方や保険料を算定する上で必要となる諸係数及び保険料計算を行うためのワークシートの考え方をお示しすることとする。

### 1. 保険料設定の基本的な考え方

今般の保険料設定の見直しにおいては、税制改正（平成16・17年度）に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了することを受け、第4期についても、保険者が同水準の保険料軽減措置を講じることができるよう、保険料負担段階第4段階で公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険者の判断でその基準額に乗じる保険料率を軽減することができることとする。

※ 税制改正で第5段階になった者を含む所得階層における保険料の軽減については現行制度の多段階設定によって対応可能である。

ただし、標準的な保険料の段階設定は従前と変わらず、市町村民税世帯非課税層（保険料第1段階～第3段階）に係る凹部分と本人課税層（保険料第5段階～）の凸部分の均衡が図られるよう、一定の推計の下に算定した保険料設定の図は次のようになる。



## 2. 保険者の保険料設定に対する考え方

### (1) 次期保険料設定に関する変更点や考え方等について

各保険者において第4期保険料を設定するに当たり、下記に示す変更点、影響及び段階設定の考え方に留意する必要がある。

- 税制改正に伴う激変緩和措置の終了
- 現行第4段階における収入等が一定額以下の者に対する負担軽減
- 保険料段階全体の調整

※ 概念図や政令案等につき、23～28ページの資料を参照。

#### ①税制改正に伴う激変緩和措置の終了

平成18年度から講じられてきた税制改正に伴う激変緩和措置については、平成20年度をもって終了する。

平成21年度以降の対応については、当該激変緩和措置の終了により税制改正の影響を受けた者の保険料が大幅に上昇する場合に、保険者がきめ細やかな配慮を行えるよう対応しておく必要がある一方、既に当該税制改正から3年が経過しており、税制改正後に第1号被保険者となった者等との均衡を図る必要がある。

これらを考慮して、第4期については、保険者の判断によって所得段階に応じて保険料の軽減をさらに図ることができる仕組みとする。

具体的な内容については、下記②・③を参照されたい。

#### ②現行第4段階における収入等が一定額以下の者に対する負担軽減

現行の保険料第4段階（市町村民世帯課税かつ市町村民税本人非課税者）に属する者のうち、下記に示した要件の者について保険者の判断で保険料の軽減を行うことが可能とする。

##### 【保険料の軽減を受ける要件】

- ・市町村民税世帯課税本人非課税 かつ
- ・（公的年金等収入金額＋合計所得金額） $\leq$ 80万円／年を満たす者

### ③保険料段階全体の調整

第3期より、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やすこと（多段階設定）を可能としているところである。

今般、激変緩和措置が終了することに伴い、税制改制により市町村民税課税者となった被保険者が負担増となると考えられることから、例えば、合計所得金額125万円未満でひとつの段階を設ける、また、合計所得金額200万円以上の被保険者についても状況に応じて段階を設ける等、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階数及び保険料率を保険者において設定していただきたい。

### (2) 単独減免に対する考え方

保険料の単独減免については、従前から申しあげてきたとおり、

○保険料の全額免除

○収入のみに着目した一律減免

○保険料減免分に対する一般財源の投入

については適当ではないため、第4期を迎えるに当たっても、引き続きこのいわゆる3原則の遵守に関し、各保険者において適正に対応するよう努められたい。

## 3. 保険料算定に必要な諸係数等について

各保険者において、第4期保険料を算定するに当たって必要となる諸係数については、下記のとおりとし、これら諸係数等の変更に伴う政省令の改正については、準備が整い次第、順次行う予定である。

また、⑤後期高齢者加入割合補正係数については仮置値であり、本係数算出に当たって見込量ワークシートの数値（被保険者数の推計及び要介護（支援）認定者数の推計）が必要となるため、9月上旬を目途に数値の提供をお願いし、早急に本係数を示す予定である。

#### 【保険料の算定に必要な諸係数】

①第2号被保険者負担率…（介護保険の国庫負担金の負担等に関する政令

（平成10年政令第413号）第5条）

平成21年度から23年度までの第2号被保険者負担率 → 30%

（第1号被保険者の負担率は20%）

②財政安定化基金拠出率…（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令

（平成11年厚生省令第43号。以下「納付金省令」という。）第4条）

平成21年度から23年度までの財政安定化基金拠出率は、一万分の四とする。

ただし、各都道府県が条例で定める割合は、第3期計画期間末の財政安定化基金積立残額に、第4期計画期間に償還される額を加え、交付・貸付見込額を控除した額が、第4期計画期間末の積立残額として各都道府県が確保すべきと判断する額を超える場合は「零」とし、満たない場合は当該不足額を拠出できる率とする。（29ページ「第4期計画期間における財政安定化基金について」を参照のこと。）

なお、各都道府県における拠出率や拠出額等については、別途報告を求める予定である。

③保険料の収納下限率…（納付金省令第1条）

保険料の収納下限率については、これまでと同様に、被保険者の規模に応じて以下のとおり設定する予定である。

・第1号被保険者数が1千人未満	<u>94%</u>
・第1号被保険者数が1千人以上1万人未満	<u>93%</u>
・第1号被保険者数が1万人以上	<u>92%</u>

※ 計画期間における第1号保険料の収納率（注）が上記収納下限率を下回る場合、下回った分の保険料収納不足額については、最終年度の財政安定化基金からの交付・貸付事業の対象とはならないことから、第3期計画期間において財政安定化基金から既に貸付を受けている市町村、又は今後受ける可能性のある市町村にあっては、特に留意されたい。

注：計画期間の初年度の4月1日から最終年度の11月30日までの保険料納期に納付すべきものとして賦課された保険料の調査決定済額のうち、最終年度の11月30日現在において収納された額の割合。

④基準所得金額…（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第143条）

第5段階と第6段階の境界所得である基準所得金額は、第1段階、第2段階及び第3段階の軽減分と、第5段階と第6段階の増額分が、全国ベースで均衡するように設定することとされている。

今般、保険者に対して悉皆調査を行い、都道府県から寄せられた報告を基に算定したところ、従前と同じ数値となる予定である。

平成21年度から23年度までの基準所得金額 → 200万円

⑤後期高齢者加入割合補正係数及び所得段階別加入割合補正係数に係る数値

…（介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成12年厚生省令第26号）

第5条及び第6条）

〈平成21年度から23年度までに全国平均の見込値〉

○後期高齢者加入割合補正係数（注：仮置値）

前期高齢者割合	0. 5342
後期高齢者割合	0. 4658
前期高齢者の補正要介護等発生率	0. 0443
後期高齢者の補正要介護等発生率	0. 2935

○所得段階別加入割合補正係数

第1段階	0. 024
第2段階	0. 168
第3段階	0. 115
第4段階	0. 323
第5段階	0. 222
第6段階	0. 148

⑥介護給付費準備基金の取り崩しについて

第3期の保険料設定に際しても連絡しているとおり（※1）、介護給付費準備基金については、各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものと考えており（※2）、当該基金を有している保険者においては、第4期介護保険事業計画の策定に当たっても、その適正な水準について検討し、当該水準を超える額の取崩しについて十分検討されたい。

（※1） 平成17年12月6日事務連絡「第三期計画期間における第一号被保険者の保険料設定等について」参照。

（※2） 介護保険制度は、計画期間内に必要となる保険料については各計画期間における保険料で賄うことを原則としており、保険料が不足する場合には財政安定化基金から貸付等を受けることができること、また、被保険者は死亡、転居等により保険料を納めた保険者の被保険者ではなくなる場合があること等から介護給付費準備基金については、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものと考えている。

(第4期保険料算定に必要な諸係数一覧表)

		第4期の係数	備考
①	第2号被保険者負担率 (第1号被保険者負担率)	30% (20%)	
②	財政安定化基金拠出率	1万分の4	
③	保険料の収納下限率 (第1号被保険者数ごとに設定)	1千人未満：94% 1万人未満：93% 1万人以上：92%	従前通り
④	基準所得金額	200万円	従前通り
⑤	後期高齢者加入割合補正係数	前期高齢者割合：0.5342 後期高齢者割合：0.4658 前期高齢者の補正要介護等発生率： 0.0443 後期高齢者の補正要介護等発生率： 0.2935	(仮置値)
	所得段階別加入割合補正係数	第1段階：0.024 第2段階：0.168 第3段階：0.115 第4段階：0.323 第5段階：0.222 第6段階：0.148	

#### 4. 保険料算定に係るワークシートについて

今後、各市町村において第4期保険料の算定を行うこととなるが、当該保険料計算を円滑に行うことを支援するため、「第4期事業運営期間における第1号被保険者の保険料推計ワークシート」を各保険者に配布することとする。

なお、当該ワークシートの様式、考え方および入力手順については、次頁以降を参照されたい。

また、ワークシートの提出期限については、都道府県において取りまとめをしていただき、9月26日(金)までに提出をお願いするものとする。取りまとめ方法については、都道府県宛に別途連絡をする予定である。

#### 5. その他

現在、国において、「介護保険料の在り方等に関する検討会」を設置し、介護保険の第1号保険料の賦課方式の検討を行っているが、その参考とするため、今後、各市町村において、保険料を定額・定率制とした場合のシミュレーションを行っていただくとともに、保険料の賦課方式について各市町村からアンケートを



通じて御意見をいただきたい（いずれも(株)三菱総合研究所を通じて依頼）と考えている。

シミュレーション及びアンケートについては、8月末頃に配布を予定している。第4期計画の作業と時期が重複するため、大変恐縮ではあるが、ご協力をお願いしたい。

## 第4期事業運営期間における第1号被保険者の保険料推計ワークシートの考え方

- は、市町村が入力する数値又は国が示す係数等を表し、 は、計算により算出される数値を表す。

### 保険料の基準額（月額）の算定

#### 1. 標準給付費見込額（A）

$$\begin{aligned}
 &= \text{平成 21 年度標準給付費見込額 (A1)} + \text{平成 22 年度標準給付費見込額 (A2)} + \text{平成 23 年度標準給付費見込額 (A3)} \\
 &\text{各年度の標準給付費見込額 (A1~A3)} = \text{総給付費} + \text{特定入所者介護サービス費等給付額} + \text{高額介護サービス費等給付額} \\
 &\quad + \text{算定対象審査支払手数料}
 \end{aligned}$$

- 総給付費とは、次に掲げる額の合計額とする。  
 居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に要した費用の額
- 特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給に要した費用の額については、第3期の実績等を勘案して見込むものとする。
- 高額介護サービス費等給付額は、高額介護サービス費給付額及び高額介護予防サービス費給付額の合計額とし、これまでの実績等を勘案して見込むものとする。
- 算定対象審査支払手数料は、当該市町村と都道府県国保連との契約により定められる審査支払手数料単価のうち、国庫負担金等の算定の基準となる単価（95円以内の額とする。）に3年間（平成21年度から平成23年度）における審査支払見込件数を乗じた額とする。

## 2. 地域支援事業費（B）

$$= \boxed{\text{平成 21 年度地域支援事業費 (B1)}} + \boxed{\text{平成 22 年度地域支援事業費 (B2)}} + \boxed{\text{平成 23 年度地域支援事業費 (B3)}}$$

### ○各年度の地域支援事業費の算定方法

#### ①地域支援事業費の算定方法の基本方針

各年度の地域支援事業費は、各市町村が介護保険事業計画において定める各年度の保険給付費見込額に、次表に掲げる率を乗じて得た額の範囲内とする。

- ア 介護予防事業 → 次表のB欄に掲げる率以内
- イ 包括的支援事業+任意事業 → 次表のC欄に掲げる率以内
- ウ 地域支援事業（ア+イ）全体 → 次表のA欄に掲げる率以内

		21年度 ～ 23年度	
地域支援事業	A	3.0%以内	
┌	介護予防事業	B	2.0%以内
	包括的支援事業+任意事業	C	2.0%以内

※保険給付費とは、各市町村につき、当該年度における次に掲げる額の合算額とする。

居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画費、特例介護予防サービス計画費、高額介護予防サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給に要した費用の額

#### ②小規模市町村の特例措置

「包括的支援事業+任意事業」について、保険給付費見込額の1.5%相当額が、300万円に満たない場合は、300万円を上限額とする。

ただし、上記の特例措置を適用した場合の「介護予防事業」の上限率は、次表のとおりとする。

		21年度 ～ 23年度
介護予防事業		1.5%以内
包括的支援事業+任意事業		300万円以内

### 3. 所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)

$$= \boxed{\text{平成 21 年度所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C1)}} + \boxed{\text{平成 22 年度所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C2)}} + \boxed{\text{平成 23 年度所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C3)}}$$

$$\boxed{\text{平成 21 年度・22 年度・平成 23 年度の所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C1・C2・C3)}}$$

$$= \boxed{\text{第 1 段階被保険者の見込み数}} \times \boxed{\text{第 1 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合}} + \boxed{\text{第 2 段階被保険者の見込み数}} \times \boxed{\text{第 2 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合}}$$

$$+ \boxed{\text{第 3 段階被保険者の見込み数}} \times \boxed{\text{第 3 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合}} + \boxed{\text{第 4 段階被保険者の見込み数}} \times \boxed{\text{第 4 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合}}$$

$$+ \boxed{\text{第 5 段階被保険者の見込み数}} \times \boxed{\text{第 5 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合}} + \boxed{\text{第 6 段階被保険者の見込み数}} \times \boxed{\text{第 6 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合}}$$

※ 基準所得金額は200万円とする。

※ 保険料段階の多段階化や所得段階別の割合の弾力化による保険料の設定を行う市町村であっても、「保険料の基準額(月額)の算定」においては、上記算定式のとおり保険料段階は6段階の設定とし、また、保険料の基準額に対する割合は次表に基づき算定する。(保険料段階の多段階化や所得段階別の割合の弾力化による保険料の設定を行う場合の算定は、「弾力化を行った場合の市町村における保険料額」において別途算定する。)

#### ○被保険者の保険料の基準額に対する割合

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	0.5	0.5	0.5
第 2 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	0.5	0.5	0.5
第 3 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	0.75	0.75	0.75
第 4 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	1.0	1.0	1.0
第 5 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	1.25	1.25	1.25
第 6 段階被保険者の保険料の基準額に対する割合	1.5	1.5	1.5

#### 4. 第1号被保険者負担分相当額 (D)

$$\begin{aligned}
 &= \left( \text{平成 21 年度標準給付費見込額 (A1)} + \text{平成 21 年度地域支援事業費 (B1)} \right) \times \text{第 1 号被保険者負担割合} \\
 &+ \left( \text{平成 22 年度標準給付費見込額 (A2)} + \text{平成 22 年度地域支援事業費 (B2)} \right) \times \text{第 1 号被保険者負担割合} \\
 &+ \left( \text{平成 23 年度標準給付費見込額 (A3)} + \text{平成 23 年度地域支援事業費 (B3)} \right) \times \text{第 1 号被保険者負担割合}
 \end{aligned}$$

○ 平成 21 年度から平成 23 年度までの第 1 号被保険者負担割合は 20%とする。

#### 5. 調整交付金相当額 (E)

$$\begin{aligned}
 &= \text{平成 21 年度標準給付費見込額 (A1)} \times \text{全国平均の調整交付金交付割合 0.05} \\
 &+ \text{平成 22 年度標準給付費見込額 (A2)} \times \text{全国平均の調整交付金交付割合 0.05} \\
 &+ \text{平成 23 年度標準給付費見込額 (A3)} \times \text{全国平均の調整交付金交付割合 0.05}
 \end{aligned}$$

#### 6. 後期高齢者加入割合補正係数 (F)

$$\begin{aligned}
 &= \frac{(\text{全国平均の前期高齢者加入割合}) \times (\text{全国平均の前期高齢者補正要介護等発生率}) + (\text{全国平均の後期高齢者加入割合}) \times (\text{全国平均の後期高齢者補正要介護等発生率})}{\text{当該市町村の前期高齢者加入割合} \times \text{全国平均の前期高齢者の補正要介護等発生率} + \text{当該市町村の後期高齢者加入割合} \times \text{全国平均の後期高齢者の補正要介護等発生率}}
 \end{aligned}$$

○ 前期・後期高齢者加入割合

: 平成 21~23 年度の見込数の平均により求める。

見込の立て方としては、当該市町村の過去の実績等を把握して算定する。

小数点以下第 5 位を四捨五入 (例 0.5867432…… ⇒ 0.5867)

※ 1 (参考) 全国平均の各割合 (仮置値)

前期高齢者加入割合	0.5342	前期高齢者の補正要介護等発生率	0.0443
後期高齢者加入割合	0.4658	後期高齢者の補正要介護等発生率	0.2935

※ 2 後期高齢者加入割合補正係数は小数点以下第 5 位を四捨五入 (例 0.5867432…… ⇒ 0.5867)

## 7. 所得段階別加入割合補正係数 (G)

### 平成 21 年度所得段階別加入割合補正係数 (G 1)

$$\begin{aligned}
 &= 1 - \{ 0.5 \times ( \text{当該市町村の第 1 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 1 段階被保険者の割合} ) \\
 &\quad + 0.5 \times ( \text{当該市町村の第 2 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 2 段階被保険者の割合} ) \\
 &\quad + 0.25 \times ( \text{当該市町村の第 3 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 3 段階被保険者の割合} ) \\
 &\quad - 0.25 \times ( \text{当該市町村の第 5 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 5 段階被保険者の割合} ) \\
 &\quad - 0.5 \times ( \text{当該市町村の第 6 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 6 段階被保険者の割合} ) \}
 \end{aligned}$$

### 平成 22 年度所得段階別加入割合補正係数 (G 2)

$$\begin{aligned}
 &= 1 - \{ 0.5 \times ( \text{当該市町村の第 1 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 1 段階被保険者の割合} ) \\
 &\quad + 0.5 \times ( \text{当該市町村の第 2 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 2 段階被保険者の割合} ) \\
 &\quad + 0.25 \times ( \text{当該市町村の第 3 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 3 段階被保険者の割合} ) \\
 &\quad - 0.25 \times ( \text{当該市町村の第 5 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 5 段階被保険者の割合} ) \\
 &\quad - 0.5 \times ( \text{当該市町村の第 6 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 6 段階被保険者の割合} ) \}
 \end{aligned}$$

### 平成 23 年度所得段階別加入割合補正係数 (G 3)

$$\begin{aligned}
 &= 1 - \{ 0.5 \times ( \text{当該市町村の第 1 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 1 段階被保険者の割合} ) \\
 &\quad + 0.5 \times ( \text{当該市町村の第 2 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 2 段階被保険者の割合} ) \\
 &\quad + 0.25 \times ( \text{当該市町村の第 3 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 3 段階被保険者の割合} ) \\
 &\quad - 0.25 \times ( \text{当該市町村の第 5 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 5 段階被保険者の割合} ) \\
 &\quad - 0.5 \times ( \text{当該市町村の第 6 段階被保険者の割合} - \text{全国平均の第 6 段階被保険者の割合} ) \}
 \end{aligned}$$

- 被保険者の見込み数の算定方法は参考資料「税制改正により保険料段階が上昇する者の影響割合の試算について」を参照。
- ※1 保険料段階の多段階化や所得段階別の割合の弾力化による保険料の設定を行う市町村であっても、補正係数は上記算定式により算定する。
- ※2 第1段階から第6段階の全国ベースの分布見込  
 第1段階：2.4% 第2段階：16.8% 第3段階：11.5% 第4段階：32.3% 第5段階：22.2% 第6段階：14.8%
- ※3 基準所得金額は200万円とする。
- ※4 各段階別の被保険者の割合は小数点以下第4位を四捨五入。所得段階別加入割合補正係数は小数点以下第5位を四捨五入

## 8. 調製交付金見込交付割合（H）

平成21年度調整交付金見込交付割合（H1）

$$= \left( \begin{array}{c} \text{第1号被保険者負担割合} \\ \text{第1号被保険者負担割合} \end{array} + \begin{array}{c} \text{全国平均の調整交付金交付割合 } 0.05 \\ \text{後期高齢者加入割合補正係数 (F)} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{平成21年度所得段階別加入割合補正係数 (G1)} \end{array}$$

平成22年度調整交付金見込交付割合（H2）

$$= \left( \begin{array}{c} \text{第1号被保険者負担割合} \\ \text{第1号被保険者負担割合} \end{array} + \begin{array}{c} \text{全国平均の調整交付金交付割合 } 0.05 \\ \text{後期高齢者加入割合補正係数 (F)} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{平成22年度所得段階別加入割合補正係数 (G2)} \end{array}$$

平成23年度調整交付金見込交付割合（H3）

$$= \left( \begin{array}{c} \text{第1号被保険者負担割合} \\ \text{第1号被保険者負担割合} \end{array} + \begin{array}{c} \text{全国平均の調整交付金交付割合 } 0.05 \\ \text{後期高齢者加入割合補正係数 (F)} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{平成23年度所得段階別加入割合補正係数 (G3)} \end{array}$$

- 所得水準が高く、後期高齢者割合が低い市町村において、仮に（第1号被保険者負担割合×F×G）>（第1号被保険者負担割合+調整交付金交付割合）となる場合は、  
 （第1号被保険者負担割合×F×G）=（第1号被保険者負担割合+調整交付金交付割合）として計算する。
- 平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者負担割合は20%とする。
- ※1 調整交付金見込交付割合は小数点以下第5位を四捨五入

### 9. 調整交付金見込額 (I)

$$= \boxed{\text{平成 21 年度標準給付費見込額(A1)}} \times \boxed{\text{調整交付金見込交付割合(H1)}} + \boxed{\text{平成 22 年度標準給付費見込額(A2)}} \times \boxed{\text{調整交付金見込交付割合(H2)}} \\ + \boxed{\text{平成 23 年度標準給付費見込額(A3)}} \times \boxed{\text{調整交付金見込交付割合(H3)}}$$

※各年度の調整交付金見込額は 1,000 円未満を四捨五入

### 10. 財政安定化基金拠出金見込額 (J)

$$= (\boxed{\text{標準給付費見込額(A)}} + \boxed{\text{地域支援事業費(B)}}) \times \boxed{\text{財政安定化基金拠出率}}$$

○ 財政安定化基金拠出率は国が定める標準的な割合 (0.04%) であり、都道府県が条例によりこれと異なる拠出率を定める場合には当該割合とする。

### 11. 審査支払手数料差引額 (K)

$$= (\boxed{\text{平成 21 年度審査支払手数料単価}} - \boxed{\text{国庫負担金等の算定の基準となる審査支払手数料単価}}) \times \boxed{\text{平成 21 年度審査支払件数}} \\ + (\boxed{\text{平成 22 年度審査支払手数料単価}} - \boxed{\text{国庫負担金等の算定の基準となる審査支払手数料単価}}) \times \boxed{\text{平成 22 年度審査支払件数}} \\ + (\boxed{\text{平成 23 年度審査支払手数料単価}} - \boxed{\text{国庫負担金等の算定の基準となる審査支払手数料単価}}) \times \boxed{\text{平成 23 年度審査支払件数}}$$

- 国庫負担金等の算定の基準となる審査支払手数料単価は 95 円。
- 審査支払手数料単価が 95 円を超える場合においては、審査支払手数料差引額を算定することとする。

### 12. 保険料収納必要額 (L)

$$= \boxed{\text{第 1 号被保険者負担分相当額(D)}} + \boxed{\text{調整交付金相当額(E)}} - \boxed{\text{調整交付金見込額(I)}} + \boxed{\text{財政安定化基金拠出見込額(J)}} \\ + \boxed{\text{財政安定化基金償還金}} - \boxed{\text{準備基金取崩額}} + \boxed{\text{審査支払手数料差引額(K)}} \\ + \boxed{\text{市町村特別給付費等の見込額}} + \boxed{\text{市町村相互財政安定化事業負担額}} - \boxed{\text{市町村相互財政安定化事業交付額}}$$

- 市町村特別給付費等については、上乗せ給付の見込額及び保健福祉事業の見込額を含むものであり、見込まれる給付費等がある場合は当該見込まれる額を計上する。
- 地域支援事業の上限を超えた額について、保険料の推計のワークシートにおいては保険料収納必要額に含まれていないので留意すること。

### 13. 保険料の基準額 (年額)

$$= \boxed{\text{保険料収納必要額(L)}} \div \boxed{\text{予定保険料収納率}} \div \boxed{\text{所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)}}$$

- 各段階別の被保険者数は平成 21～23 年度の合計数。
- 予定保険料収納率は、これまでの実績等から見込むものとする。

$$14. \text{ 保険料の基準額 (月額)} = \boxed{\text{保険料の基準額 (年額)}} \div 12$$